

小規模保育等

0歳～2歳

家庭的保育
小規模保育
事業所内保育
居宅訪問型保育

認定こども園

0歳～5歳

幼稚園と保育園の
機能、特徴を併せ
持ち、地域の子育
て支援も行う

保育園

0歳～5歳

就労などにより、
家庭で保育できな
い保護者に代わっ
て保育を行う

全て新制度へ移行

幼稚園

3歳～5歳

小学校以降の学習
の基礎を培う幼児
期の教育を行う

公立…全て新制度へ移行
私立…各幼稚園の判断による

1. 利用できる施設

3号認定	2号認定	1号認定
0歳～2歳	3歳～5歳	3歳～5歳
利用できる時間		
A. 就労が120時間/月以上 →1日最大11時間の中で必要となる保育時間(保育標準時間) B. 就労が52時間/月以上120時間/月未満 →1日最大8時間の中で必要となる保育時間(保育短時間)		1日4時間を標準として園則などにより各施設で定める教育課程に係る時間
利用できるのは		
<div style="background-color: #e0f2f1; padding: 2px;">保育園</div> <div style="background-color: #fff9c4; padding: 2px;">認定こども園</div> <div style="background-color: #e8f5e9; padding: 2px;">小規模保育等</div>	<div style="background-color: #e0f2f1; padding: 2px;">保育園</div> <div style="background-color: #fff9c4; padding: 2px;">認定こども園</div>	<div style="background-color: #fce4ec; padding: 2px;">幼稚園</div> <div style="background-color: #fff9c4; padding: 2px;">認定こども園</div>
保育料(新制度の幼稚園、保育園、認定こども園などの利用者負担)		
新制度に移行する施設の保育料額は、現在、市で保育料額表(案)を作成中ですので、今後、下関市ホームページで確認してください。(平成27年度の予算編成を経て、平成27年3月に確定する予定です) ※家庭の市民税の状況により、保育料が決められます ※新制度に移行しない幼稚園の保育料は、各園で設定する額となります		

2. 認定区分

新制度のスタートに伴い、幼稚園、保育園や認定こども園などを利用する際の手続きが変わります。利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。支給認定区分は3種類あります！



病児保育事業

子どもが病気のとくに、保護者が仕事、冠婚葬祭などの理由で家庭で保育できない場合、すこやかルーム、わかば病児保育所、おひさまキッズハウス、病児保育室ここいえにて、一時的に預かります。

放課後児童クラブ

仕事などの理由で保護者が昼間家にいない子どもを対象に、学校の放課後、土曜日、夏休み期間に、遊びと生活の場として学校の空き教室などで、民間施設1箇所を含めて47箇所で行っています。平成27年4月からは、対象者が小学6年生までに広がります。より良い児童クラブを目指して、時間の延長、指導員の増員、児童クラブ室の整備、利用料の見直しなどを検討しています。平成27年4月からの入会手続きは、平成27年1月ごろに開始予定です。

下関で利用できる事業の一部を紹介します。

子ども・子育て支援 新制度が はじまるよー！

平成27年4月スタート予定！



新制度で増える 教育・保育の場

幼稚園と保育園に加え、両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」と、身近な保育の場の一つとなる「地域型保育」が新設される予定です。今後、詳しい情報を随時更新していきますので、市ホームページなどで確認してください。



一人ひとりの子どもが健やかに成長していくために。
一人ひとりの子どもが笑顔で成長していくために。
全ての家庭が安心して子育てできるために。
「子ども・子育て支援新制度」が、スタートします。



子ども・子育て支援新制度ってなに？

少子化の進行や核家族化による子育ての孤立感、待機児童など子育てをめぐる課題はさまざま。
そういった課題に対応するための新制度です！



下関市はこんな取り組みを進めていきます

- 保育園と幼稚園の両方の機能を持つ「認定こども園」の普及を図ります
- 保育の場を増やし、待機児童が出ないようにします
- 幼児期の学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます
- 子どもが減ってきている地域の子育てをしっかりと支援します

地域子ども・ 子育て支援事業

新制度は共働き家庭だけでなく、全ての子育て家庭を支援する仕組みです。地域の子育て支援を充実していきます。

(※1)締め切り日について

第1回目は11月20日(木)ですが、この日を過ぎてても、順次受け付けます。
 ▷ 2回目: 12月20日(土)
 ▷ 3回目: 1月20日(火)
 ▷ 4回目: 2月20日(金)
 ▷ 5回目: 3月20日(金)
 ※申請書は、各施設、こども育成課、各総合支所市民生活課で配布

保育園の入園手続きの時期が変わります!

例年1月ごろに開始していましたが、平成27年4月入園の手続きは、平成26年10月27日に開始します!

現在、幼稚園・保育園などに通っている方へ

認定申請が必要です。認定申請のための手続きを、現在通っている各施設を通して行います。

※新制度に移行しない幼稚園の利用手続きは従来通りです

③申請者の希望、保育園などの空き状況などによっては、市が利用調整をします。
 ※市が保育の必要性を考慮してつけた優先度が高い順に、希望する施設の利用を決定していきます



④利用先の決定後、契約となります。



①原則、各施設で、支給認定申請書(=利用希望施設の申込書)を提出します。第1回目の締め切りは11月20日(木)(※1)

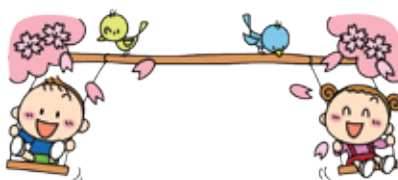


利用する施設の第1~第3希望まで書いてください。

支給認定証(見本)

子ども・子育て支援 支給認定証	
支給認定証番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
氏名	後藤 雅太郎
生年月日	平成26年10月10日
性別	男
交付年月日	平成26年10月10日
交付場所	下関市長 公印

②市から「支給認定証」が交付されます。



①申込書・認定申請書の提出など、手続きは各園でします。※締め切り日は各施設によって異なります
 ※公立は10月28・29・30日

②市から「支給認定証」が交付された後、施設と契約します。



問い合わせ先
 下関市 こども育成課
 子ども・子育て新制度準備室
 ☎083-231-1183
 FAX 083-231-1995



市ホームページにも随時情報を更新していきます。
<http://www.city.shimonoseki.lg.jp>

下関市

新制度

検索



こんにちは赤ちゃん訪問

(乳児家庭全戸訪問事業)

赤ちゃんが生まれた全ての家庭に保健師などが訪問し、お子さんの体重測定をしたり、育児に関する相談や情報提供などを行っています。
 おおむね生後4カ月になるまでに訪問しています。



妊婦健康診査

妊婦さんの健康の保持増進と安全な出産のために、適切な時期に健康診査を受けることができるよう、妊娠中に14回公費負担による妊婦健康診査を行っています。

市の妊婦健康診査受診票は、母子健康手帳交付時に発行しています。



どの施設が利用できるの？

早わかりチャート

保護者がこの中であてはまるものがありますか？

はい

いいえ

- 就労(52時間/月以上)
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備含む)

- 就学(職業訓練校などでの職業訓練含む)
- 同居・長期入院などしている親族の介護・看護
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する場合として市が認める場合

子どもの年齢は？

0歳～2歳

3歳～5歳

子どもの年齢は？

3歳～5歳

0歳～2歳

3号認定

- 利用できるのは
- 保育園
 - 認定こども園
 - 小規模保育等

2号認定

- 利用できるのは
- 保育園
 - 認定こども園

1号認定

- 利用できるのは
- 幼稚園
 - 認定こども園

地域子育て支援拠点事業
一時預かり事業
が利用できます

新規の園の利用の流れ

新規の園の利用の流れ



地域子ども・子育て支援事業

一時預かり事業

(0歳～5歳対象)

保護者などの用事やリフレッシュなどの際に、保育園や幼稚園などで一時的に子どもを預かります。

新制度のもとでは、保育園に加えて、現在幼稚園で行っている預かり保育に代わるサービスとして「一時預かり事業(幼稚園型)」が導入されます。

地域子育て支援拠点事業

子育て支援センター等と呼ばれ、地域の身近な場所で、乳幼児・その保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育ての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

